

日野市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年度財政援助団体
監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表
する。

令和4年（2022年） 4月28日

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

監査結果に基づく指摘事項（意見・要望）

（令和2年度財政援助団体監査）

指摘事項（意見・要望）	改善策、講じた措置事項
<p>日野市土地開発公社</p> <p>1 土地開発公社の状況及び経営健全化について</p> <p>日野市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日野市に代わって公共用地又は公用地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として昭和49年4月1日に設立された。地方公共団体が公共用地の取得をするのに困難な状況が続く中、土地区画整理事業用地、緑地用地等の公共用地を先行取得する時に、市の予算措置が困難である場合や国庫補助金等の活用を図る場合に、土地開発公社のメリットを生かし、市の公共事業を遂行する上で重要な役割を果たしてきている。</p> <p>土地開発公社が先行取得した土地については、市が買い戻すことが原則であるが、長引く景気低迷による地方公共団体の財政悪化や土地区画整理事業が進まないことなどにより、買い戻せない状況が続いている。過去において一部の土地については、購入当時は市が買い取る予定だった土地を民間に売却したことにより差損が生じた。その補填策として市と土地開発公社との協議により、市から差損補填補助金を平成25年度より交付されている。また、市から金融機関への支払利息に対する利子補助金の交付もあり、市の土地開発公社への補助金の支出は、市財政への大きな負担となっている。</p> <p>第5次経営健全化計画は、平成30年度から令和4年度までの5ヶ年の計画で平成30年3月に策定された。策定前の平成29年度末の簿価総額は7,813,691,972円であったものが、令和元年度末で6,100,981,921円となり、減少している。令和元年度末目標値5,744,000,000円には達成していないものの努力は評価したい。</p>	<p>1 土地開発公社の状況及び経営健全化について</p> <p>第5次経営健全化計画に基づき今後も協議を続ける。</p>

市の財政運営は、令和元年度末に財政非常事態宣言が行われ、非常に厳しい状況となっている。

土地開発公社においても、さらなる経営健全化に取り組んでいただきたい。

2 保有土地の活用について

土地開発公社は、令和元年度末で 32,998.80 m²の土地を保有している。そのうち資材置場用地等として4件 延べ 1,823.89 m²を貸し付け、計 6,591,875 円の収益を上げている。

今後も保有土地の活用を図り、経営健全化に努めるよう要望する。

3 事業資金借入先金融機関の入札制度導入について

事業資金借入先金融機関について、入札制度を導入して金利負担の軽減に努めていることが見られ、令和2年度からの入札割合の拡充もうかがえた。

今後も借入条件の改善に努めるよう要望する。

4 その他

随意契約の理由が明確でないものや、公印規程に定める公印台帳の未作成など、一部不備が見受けられた。

予算の執行に係る書類については、適正な経理を行っていることを証するものであり、また、規定に基づく適正な処理など、十分な確認を行い事務処理にあたるよう留意されたい。

2 保有土地の活用について

日野市による買戻しが進まない間は、保有土地を活用し経営健全化を進める。

3 事業資金借入先金融機関の入札制度導入について

金融機関を取り巻く市場の動向を踏まえ、借入金割合については協議・検討を継続する。

4 その他

書類作成等について根拠法令に基づき適正な事務を行う。

財産管理課

1 土地開発公社とのかかわり方について

現在、市側と土地開発公社側の事務処理を同一の担当者が行う体制となっている。そのため、それぞれの相手側をけん制するチェックが働きにくい仕組みになっている。土地開発公社と市の書類のやり取りなどで不備も見受けられた。

今後、民間への土地売却を行う際などにリスクを生じさせないためにも、早期にチェック体制を整備することを要望する。

1 土地開発公社とのかかわり方について

今後の日野市が行う利子補助金・差損補填補助金の事務処理は財産管理課の財産係が行うことで別団体であることを意識し、それぞれの相手側をけん制するチェック体制を整えた。